

**豊中市伊丹市クリーンランド
環境にやさしい作戦プロジェクトチーム設置要綱**

(目的)

第1条 豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）は、各職場において環境負荷低減のための環境配慮行動を推進するとともに、対外的には市民向けとして環境配慮を意識した行動を促進することを目的に、豊中市伊丹市クリーンランド環境にやさしい作戦プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 PTは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境に配慮した行動の検討、運用及び改善に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項。

(組織)

第3条 PTのメンバーは、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 PTメンバーは、各所属長が各所属内より選任する。
- 3 PTには、プロジェクトチームリーダー（以下「リーダー」という。）1名及びプロジェクトチーム副リーダー（以下「副リーダー」という。）1名をおく。
- 4 リーダーおよび副リーダーは、PT会議の場で、PTメンバーの中から選出する。
- 5 リーダーが不在の場合は、副リーダーがその職務を代行する。

(任期)

第4条 PTメンバーの任期は、原則1年（年度毎）とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 PTメンバーが任期途中で欠けた時は、リーダーの依頼を受け、各所属長が早急に選任を行うものとする。この場合のPTメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

(PT会議、リーダー及び副リーダーの責務)

第5条 リーダーは、PT会議を招集し議長として会議を主宰する。

- 2 リーダーは、必要と認める場合、PTメンバー以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 リーダー及び副リーダーは、豊中市伊丹市クリーンランド環境にやさしい委員会（以下「委員会」という。）に出席し、PT会議において決定した事項について委員会に諮る。

(メンバーの責務)

第6条 PTメンバーは、各所属において、委員会で承認のあった環境配慮活動について所属長が周知徹底を行い、これの実践を促しているかどうかを確認し、PT会議に諮る。

2 PTメンバーは、各所属の職員による環境配慮活動の実践及び環境配慮活動のセルフモニタリング状況をPT会議に諮る。

(事務局)

第7条 PT会議の庶務は、環境にやさしい作戦の事務局であるクリーンランド再資源・搬入課の再資源化係が行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、PT会議の運営に関し必要な事項は、リーダーがPT会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から実施する。

この要綱は、平成25年4月26日から実施する。

この要綱は、平成26年4月14日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

別 表

職務	メンバー構成
環境にやさしい作戦プロジェクトメンバー	クリーンランド 総務課（1名） 再資源・搬入課（1名） 施設課（1名） 管理課（2名） 新炉建設課（1名）
環境にやさしい作戦事務局	クリーンランド再資源・搬入課再資源化係